

新築 **【別紙】三世帯同居仕様住宅申告書**

グリーン住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、グリーン住宅ポイントの三世帯同居仕様の対象となる住宅であることを証明します。

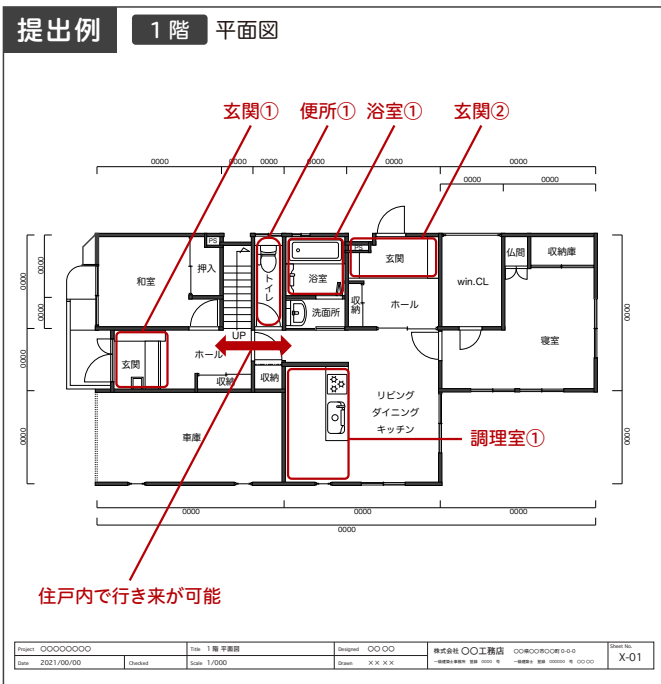
建築工事の請負者
または
販売事業者
(販売代理を含む) 事業者名

調理室 (キッチン) の箇所数	以下のすべてが設置されているもの a) 給排水設備と接続されたキッチン用水栓およびシンク ※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクには該当しません。 b) コンロ又はIHクッキングヒーター(ガス栓かIHクッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースのみは不可) c) 調理室用の換気設備	箇所
浴室 の箇所数	給排水設備および給湯機に接続されている浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされているもの ※浴室が2つある場合でも、脱衣所が同一の場合は1箇所とします。	箇所
便所(トイレ) の箇所数	大便器を有するもの。小便器は併設されていても構いませんが、小便器のみでは要件を満たしません。	箇所
玄関 の箇所数	玄関扉と室内土間(土足の着脱スペースおよび収納を有するものに限る)があること ※勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外とする。	箇所

住宅瑕疵担保責任保険に加入する戸数 ※供託により資力確保措置を行っている場合、法務局等に供託する戸数	戸である
--	------

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上の設備が複数箇所ある住宅が対象

三世帯同居仕様住宅を申請する場合、本書と併せて、新築住宅の平面図(各階)を提出する必要があります。平面図(各階)には、以下の提出例のように丸印等を付して提出してください。(ただし、完了報告時は、ポイント発行申請時の申告内容から変更がない場合、平面図の提出は不要です。)



(事務局使用)

◆ 本申告書は、三世帯同居仕様住宅に該当する場合に、工事証明書(計画書)、販売証明書(計画書)と併せて作成し提出するものです。また、分離発注により、施工者(建築工事の請負者)が分かれる場合は、代表事業者が作成してください。

新築 **【別紙】三世代同居仕様住宅申告書**

グリーン住宅ポイント事務局 宛

以下のとおり、グリーン住宅ポイントの三世代同居仕様の対象となる住宅であることを証明します。

建築工事の請負者
または
販売事業者
(販売代理を含む)

事業者名

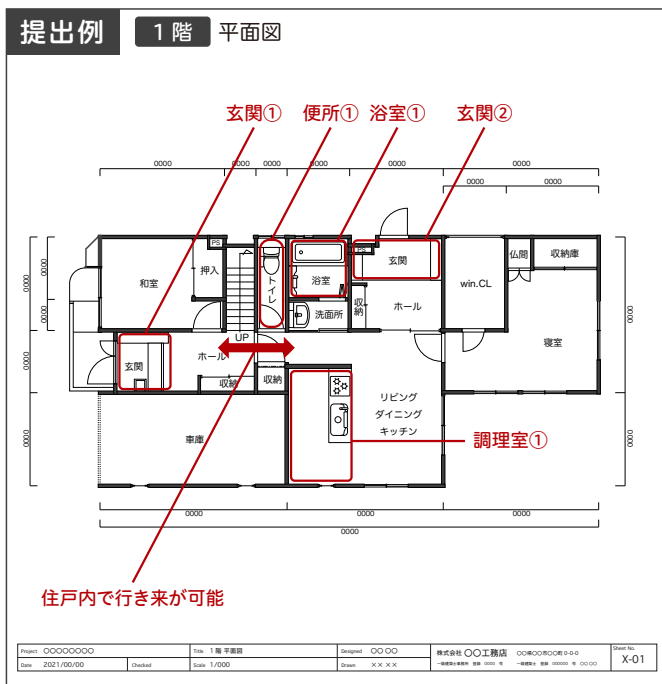
株式会社 住宅工務店

調理室 (キッチン) の箇所数	以下のすべてが設置されているもの a) 給排水設備と接続されたキッチン用水栓およびシンク ※洗面器・手洗いは、キッチン用シンクには該当しません。 b) コンロ又はIHクッキングヒーター(ガス栓かIHクッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースのみは不可) c) 調理室用の換気設備	2 箇所
浴室 の箇所数	給排水設備および給湯機に接続されている浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされているもの ※浴室が2つある場合でも、脱衣所が同一の場合は1箇所とします。	2 箇所
便所(トイレ) の箇所数	大便器を有するもの。小便器は併設されていても構いませんが、小便器のみでは要件を満たしません。	2 箇所
玄関 の箇所数	玄関扉と室内土間(土足の着脱スペースおよび収納を有するものに限る)があること ※勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの)や外側から施錠できない出入り口(窓等)は対象外とする。	2 箇所

住宅瑕疵担保責任保険に加入する戸数 ※供託により資力確保措置を行っている場合、法務局等に供託する戸数	1 戸である
--	--------

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上の設備が複数箇所ある住宅が対象

三世代同居仕様住宅を申請する場合、本書と併せて、新築住宅の平面図(各階)を提出する必要があります。平面図(各階)には、以下の提出例のように丸印等を付して提出してください。(ただし、完了報告時は、ポイント発行申請時の申告内容から変更がない場合、平面図の提出は不要です。)



(事務局使用)

◆ 本申告書は、三世代同居仕様住宅に該当する場合に、工事証明書(計画書)、販売証明書(計画書)と併せて作成し提出するものです。また、分離発注により、施工者(建築工事の請負者)が分かれる場合は、代表事業者が作成してください。